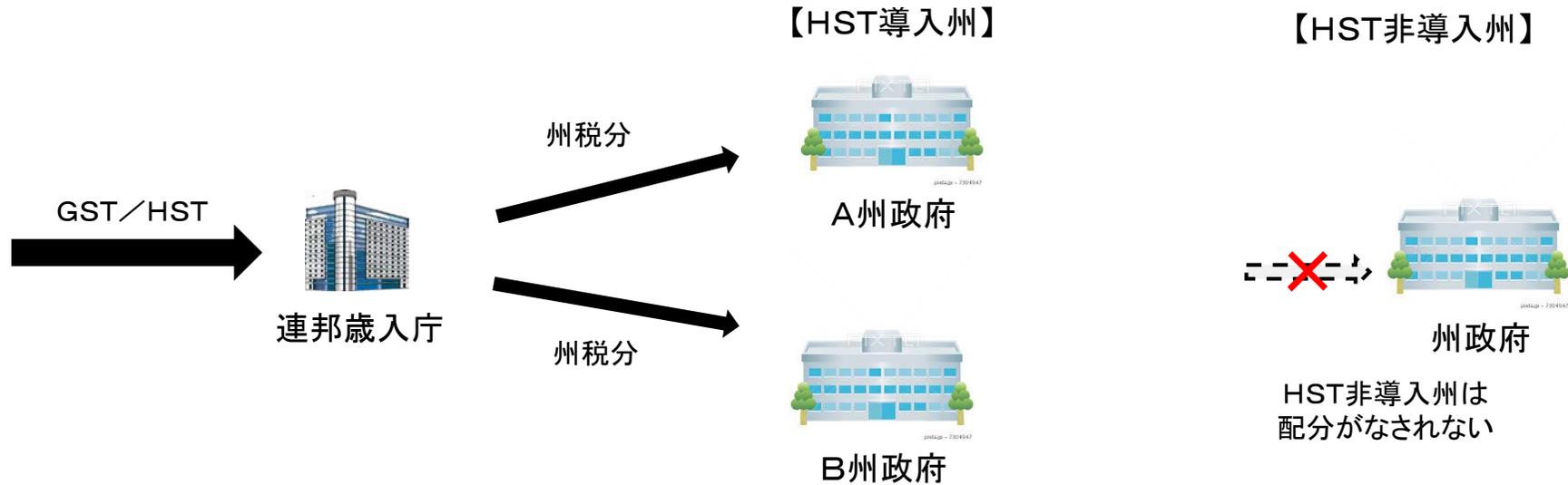


カナダHSTの州への配分について

平成29年6月23日

HSTの州への配分

- HSTは連邦のカナダ歳入庁により徴収された後、州へと配分される
- 州への税収の配分は、
 - ・ 州の税率と連邦GSTの税率
 - ・ カナダ統計局から提供される国と州の経済データ(経済計算、産業連関表)
 - ・ カナダ歳入庁及びカナダ国境サービス庁の行政(税務)データ等々のデータから、決定される。



消費支出の課税標準推計額の計算

○ 消費支出の課税標準推計額 (CEBASE)

- ・ 州における消費支出に関する課税標準推計額であり、次の式により決定される

(ある分類についてそれぞれ以下のとおり、計算し、分類全てを総計)

州の個人支出分類の総支出

×

個人支出分類の付加価値税が
賦課される割合

×

個人支出分類として把握
された支出の調整係数



- ・ カナダ統計局の提供する最新の州経済計算のデータを利用
- ・ 連邦又は州の物品税・売上税の数値をデータから除く
(売上税・物品税が付加価値税を算定する際のベース額に含まれている場合を除く。)



- ・ 割合は、(利用可能な最近の)州の産業連関表に含まれる詳細な商品支出情報を用いて計算される
- ・ 割合は、カナダ統計局がカナダ財務省と協議して決定する
- ・ カナダ統計局は、州の産業連関表に含まれる特定の商品が付加価値税を賦課されない程度を表すデータをカナダ財務省から提供される
(このデータによって、分類jの個人消費支出に関する非課税支出を識別できる。データはカナダ財務省が州と協議して決定する)



- ・ 調整係数は、カナダ財務省が州と協議して決定する)
- ・ 調整係数は、課税ベースの一部を成さない支出を除くもの
- ・ 例えば、個人支出に含まれる公共部門の支出を除外する
(※ 公共部門の課税標準については、別途把握する(後述))

○ 消費支出の課税標準推計額 (CEBASE) のイメージ

(医薬品等の例)

州の経済計算における分類
(医薬品・医薬関連品)の総支出

×

分類(医薬品・医薬関連品)の
付加価値税が賦課される割合

×

分類(医薬品・医薬関連品)
に係る調整係数



(イメージ)

〈A州の経済計算〉

| (分類) | (消費支出) |
|---------------|-----------|
| ⋮ | ⋮ |
| ⋮ | ⋮ |
| ⋮ | ⋮ |
| 医薬品・ 医薬関連品 | 7,058百万\$ |
| ⋮ | ⋮ |
| ⋮ | ⋮ |



〈A州の産業連関表から〉

| (商品) | (支出) | (非課税割合) |
|------------|------------|---------|
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 医療織物 製品 | 64,347千\$ | 0% |
| 医療器具 | 484,962千\$ | 100% |
| 眼科用品 | 622,632千\$ | 65% |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |

※ 公共部門の課税標準については、別途把握するため。調整を行うなどするもの

(医薬品・医薬関連品関係)

$$\text{付加価値税が賦課される割合} = \frac{\text{支出合計} - \{(\text{支出} \times \text{非課税割合})\text{の合計}\}}{\text{支出合計}}$$

住宅建設に関連する課税標準推計額の計算

○ 住宅建設に関連する課税標準推計額

- ・ 州における住宅建設に関する課税標準推計額であり、次の式により決定される

州における住宅建設に関連して支払われる
連邦付加価値税の総推計額



- ・ 住宅建設には、新規住宅建設、改修、改良及び移転コストを含む

連邦付加価値税の税率



- ・ 連邦付加価値税率に変更が生じている場合には、加重平均した税率

《税額を税率で割り戻して課税ベースを推計する方法》

法定金融機関(銀行など)の課税標準推計額の計算

○ 法定金融機関(銀行など)の課税標準推計額

- ・ 州における法定金融機関(銀行など)の課税標準推計額であり、次の式により決定される

※ 州を跨って営業する金融機関の税額については、各州での給与や貸出残高・預金残高等で調整される

州に帰属すべき(※)法定金融機関によって支払われた控除されない連邦付加価値税収額



- ・ 州に割り当てられると推測される法定金融機関が支払った控除できない連邦付加価値税額
- ・ カナダ統計局やカナダ歳入庁から提供される情報を元に、カナダ財務省が推計

連邦付加価値税の税率



- ・ 連邦付加価値税率に変更が生じている場合には、法定金融機関によってなされた購入すべてに対する平均の連邦付加価値税率(州と協議のうえ、カナダ財務省によって決定される)

《税額を税率で割り戻して課税ベースを推計する方法》

【出典】 Comprehensive Integrated Tax Coordination Agreement between the Government of Canada and the Government of Newfoundland and Labrador 等を基に総務省作成

※ 法定金融機関
銀行、保険会社、信用組合、貸金業者、カナダ預金保険会社など

公共部門の課税標準推計額の計算

○ 公共部門の課税標準推計額

- ・ 州における公共部門(慈善団体、NPO、市町村、大学、学校など)の課税標準推計額であり、次の式により決定される
(ある分野についてそれぞれ以下のとおり、計算し、分野全てを総計)

州の公共部門に対して支払われる
連邦付加価値税の還付額



- ・ 公共部門に対しては、法律により支払った税額の一定の還付が認められている。
- ・ カナダ歳入庁が公共部門kに対して支払う還付額を決定

連邦付加価値税の
税率

×

公共部門に対して
適用される還付率



- ・ 公共部門の分野(慈善団体など)ごとに還付率が決まっている
- ・ 還付率に変更があった場合には、その公共分野の購入全てに対して適用される還付率の平均(州と協議してカナダ財務省が決定)

《還付額を還付率と税率で割り戻して課税ベースを推計する方法》

非課税供給のために消費等された課税供給に関する課税標準推計額の計算

- 非課税供給のために消費等された課税供給に関する課税標準推計額
 - ・ 州における非課税供給のために消費等された課税供給に関する課税標準推計額であり、次の式により決定される (t⁰⁰年は産業連関表の対象とする年)

t⁰⁰年の州における非課税供給のために消費、使用、供給された課税供給に関する課税標準

×

t⁰⁰年から算出年までの州の名目GDPの成長

(課税標準として捉えようとする部分のイメージ)

【仕入れ】

課税仕入れ

課税仕入れ

非課税仕入れ

非課税仕入れ

【販売】

課税取引

非課税取引

課税取引

非課税取引

左記の部分を推計するもの

t^{00} 年の産業mの商品nに対する州の産業連関表内の支出

×

左記について連邦付加価値税が賦課される割合

各商品について同様に計算し、合計

州の産業連関表内の t^{00} 年における産業mが生産する商品nの産出の総価値

×

左記について非課税である割合

×

左記についての他の課税ベースに含まれていない割合

×

商品nが産出する総価値がカナダ外への輸出でない割合

×

各商品について同様に計算し、合計

÷

州の産業連関表内の t^{00} 年における産業mが生産する商品nの産出の総価値

各商品について合計

(各産業についてそれぞれ同様に計算し、合計)

カナダのHSTと日本の地方消費税

| | カナダ(HST) | 日本(地方消費税) |
|-------|--|--|
| 人口 | <p>3,629万人(カナダ統計局 HPより、2016年7月)</p> <p>うち HST導入州の人口 1,637万人 (内訳) オンタリオ州 1,398万人 ノバスコシア州 95万人 ニューブランズウィック州 76万人 ニューファンドランド・ラブラドール州 53万人 プリンス・エドワード・アイランド州 15万人</p> | <p>1億2,709万人(平成27年(2015年)国勢調査)</p> <p>うち 地方消費税課税団体の人口 同上 (内訳) 東京都 1,352万人 神奈川県 913万人 : 島根県 69万人 鳥取県 57万人</p> |
| 面積 | <p>998万4,670km²(カナダ統計局 HPより)</p> <p>うち HST導入州の面積 161万5,459km² (内訳) オンタリオ州 107万6,395km² ニューファンドランド・ラブラドール州 40万5,212km² ニューブランズウィック州 7万2,908km² ノバスコシア州 5万5,284km² プリンス・エドワード・アイランド州 5,660km²</p> | <p>37万7,972km²</p> <p>うち 地方消費税課税団体の面積 同上 (内訳) 北海道 8万3,424km² 岩手県 1万5,275km² : 大阪府 1,905km² 香川県 1,877km²</p> |
| 税収(※) | <p>HST 5州合計 29,158百万\$ (2兆4,201億円)</p> <p>(内訳) オンタリオ州 24,690百万\$ (2兆492億円) ノバスコシア州 1,814百万\$ (1,507億円) ニューブランズウィック州 1,249百万\$ (1,037億円) ニューファンドランド・ラブラドール州 1,136百万\$ (943億円) プリンス・エドワード・アイランド州 269百万\$ (223億円)</p> | <p>地方消費税収 4兆9,741億円 (平成27年度決算額)</p> <p>(内訳) 東京都 6,792億円 大阪府 3,638億円 : 島根県 265億円 鳥取県 224億円</p> |

※ 各州予算における2016-2017暫定ベース。日本円については、1カナダ\$=83円換算で計算

| | カナダ(HST) | 日本(地方消費税) |
|------------|--|--|
| 統計の作成主体 | <ul style="list-style-type: none"> ・州の経済計算 ・州の産業連関表 } カナダ統計局(連邦)が作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民経済計算 ・都道府県の産業連関表 } 各都道府県が自治事務として作成 |
| 州・都道府県(地図) | 10州 および3準州 | 47都道府県 |
| |  <p>※ 着色部(緑)がHST導入州</p> |  <p>※ 縮尺を左図と同程度としている</p> |

(参考) 地方消費税の概要

| 項 目 | 内 容 | |
|----------------------|--|--|
| 1. 課税主体 | 都道府県 | |
| 2. 納税義務者 | (譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者 | |
| 3. 課税方式 | (譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付 | |
| 4. 課税標準 | 消費税額 | |
| 5. 税 率 | 現行 : 63分の17 (消費税率換算 1.7%) 国の消費税とあわせて 8% | |
| | 平成31年10月～ : 78分の22 (消費税率換算 2.2%) 10% | |
| | <軽減税率対象> 78分の22 (消費税率換算 1.76%) 軽減税率 8% | |
| 6. 税 収 | 49,742億円(平成27年度決算額) ※平成29年度地方財政計画額: 45,993億円 | |
| 7. 使 途 (平成26年4月～) | 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ) | |
| 8. 清 算 | 国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間で清算 | |
| | 指 標 | ウェイト(H29～) |
| | ①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額 | 75% |
| | ③「人口(国勢調査)」 | 17.5% |
| | ④「従業者数(経済センサス基礎調査)」 | 7.5% |
| 9. | 交 付 金 | 税収(清算後)の2分の1を市町村に交付 |
| | 交 付 基 準 | 人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分) |
| 10. 沿 革 | 平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 税率78分の22(消費税率換算2.2%)への引上げ時期については、平成27年10月から平成29年4月、更に 平成31年10月へと延期されている | |